

森林環境譲与税の配分基準について (情報提供)

令和7年1月29日(水)

南部・東部サミットリーダー会議資料

環境森林部 (森林環境課)

1. 森林環境税及び森林環境譲与税の概要

1)創設の趣旨等

- ①温室効果ガス排出削減目標達成や災害防止等を図る
- ②森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、必要な費用を国民が広く等しく負担を分任して森林を支える
- ③山間地域で生産された木材を都市部で利用するなど、都市部住民の森林・林業に対する理解の醸成を図る

2)森林環境税の徴収

令和6年度から徴収開始

3)森林環境譲与税の譲与

令和元年度から国庫債権金利変動準備金を活用して譲与開始

4)使途(市町村)

- ①森林整備
- ②人材育成・担い手確保、普及啓発、木材利用促進

2. 森林環境譲与税の配分基準の改正について(経緯)

1)奈良県から国への働きかけ

令和5年の政府要望(秋)において、総務省及び林野庁に対して、**私有林人工林面積の配分基準のウエイトを上げるよう配分基準の見直し**を要望。

2)国の対応結果について

令和6年度政府の税制改正で、表のとおり基準を見直し。

年度	私有林人工林面積 a	林業就業者数 b	人口 c	計 a+b+c
令和5年度	50%	20%	30%	100%
令和6年度	55%	20%	25%	100%

→ **令和6年度よりこの配分基準により譲与。**

3. 執行にあたってのお願い

1) 都市部での木材利用に向けて山間地域からも積極的なアプローチをお願いします。

森林環境譲与税創設の趣旨は、森林整備等に必要な財源を確保するためだけでなく、山間地域で生産された木材を都市部で利用するなど、都市部住民の森林・林業に対する理解の醸成を図ることのため、南部・東部市町村から、以下の事例等を参考に**都市部市町村への積極的なアプローチ**をお願いします。

- ①「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」 (別添1)
- ②森林環境譲与税の取組事例集 (別添2)
 - ・自治体間連携 (協定締結) による森林整備
 - ・「上下流連携による木材利用等促進コンソーシアム」の活用

2) 基金に積み残すことは極力控えるようお願いします。

具体的で明確な理由がある場合を除き、**基金に積み残すことなく** 使途事業に活用してください。

事務連絡
令和5年6月28日

各都道府県 林務担当部長 殿

林野庁森林整備部 森林利用課長

森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について(送付)

平素より、森林環境譲与税の活用にあたりまして、市区町村への助言・支援に御尽力いただいていることに、厚くお礼申し上げます。

さて、林野庁と総務省は、昨年度6月に、森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例(通称:ポジティブリスト)を作成・公表し、森林環境譲与税の活用を促しているところです。

今般、令和5年5月に、花粉症に関する関係閣僚会議において「花粉症対策の全体像」が取りまとめられ、「発生源対策」として、現在の花粉発生源となるスギ人工林(431万ha)を10年後までに約2割削減することを目指して、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化に取り組むこととし、「森林環境譲与税等を活用することにより、林業生産に適さないスギ人工林の広葉樹林化等の地方公共団体による森林整備を促進する」ことが盛り込まれました。

これを受けて、上記ポジティブリストに、これまでの花粉発生源対策に関連する市区町村等の取組も参考に、「市町村が発注者となってスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替えを実施」、「森林所有者等が実施する花粉の少ない苗木や広葉樹等による植替えへの補助(上乗せ含む)」及び「苗木生産者が行う花粉の少ない苗木増産への支援」を追加しましたので、お知らせいたします。

各都道府県におかれては、市区町村へ共有の上、市区町村支援に御活用いただくよう、よろしく申し上げます。

担当
林野庁森林利用課森林集積推進室 齊藤、中口、椿
TEL :03-6744-2126(直通)

森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について

森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の使途の範囲内で、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の判断により、幅広い事業に活用可能となっています。

一方で、各市町村等から、どのような取組を実施できるのか具体的に例示してほしいという声を多くいただくことから、全国の市町村等における取組事例も参考に、実施可能な取組の例のリストを作成しました（令和5年6月に波線箇所を追加）。

これらはいくまで例示であり、実施可能な取組をこれらに限るものではありませんので、各市町村におかれては、以下のリストを参考にしながら、地域の実情に応じた創意工夫による取組の検討をお願いします。なお、森林環境税は、森林整備の効果が広く国民一人一人に及ぶものであることに鑑み、国民の皆様の協力のもと創設されたものであります。このため、国民の皆様の理解が得られるかという点についても留意して、取組を進めるようお願いいたします。

1. 森林整備	【人工林の整備等】 <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度等に基づき、私有林人工林について、市町村が発注者となって間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備を実施 ・森林所有者や森林組合等が実施する間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備への補助(上乗せ含む) ・森林整備に先立って実施する、所有者への意向調査や所有者探索、境界測量・調査等の実施、経営管理権集積計画の作成 ・里山林の機能向上や竹林の整備等のため、伐採、伐倒木の集積・搬出、雑草木の刈払い、枯損木の除去等を実施する地域団体・森林所有者等への補助、移動式チップパー等機械の購入・貸付 ・森林の適切な管理や公益的機能の発揮を図るための公有林化 等
	【路網の整備】 <ul style="list-style-type: none"> ・林道や森林作業道の開設や維持修繕、沿線の支障木伐採、枝払い等の実施 ・林道等の維持管理に関する重機作業の委託や重機の借り上げに係る経費の補助 ・林道等を管理者(森林組合)が改修する際に、資材費等を補助 ・災害により被災した森林作業道等の復旧への補助 等
	【花粉発生源対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市町村が発注者となってスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替えを実施</u> ・<u>森林所有者等が実施する花粉の少ない苗木や広葉樹等による植替えへの補助(上乗せ含む)</u> ・<u>苗木生産者が行う花粉の少ない苗木増産への支援 等</u>
	【鳥獣被害、森林病虫害対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・植栽箇所における防獣ネットの設置等 ・所有者による植栽の後に獣害等に遭った森林における植栽への支援

	<ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫被害やナラ枯れ等の早期発見のための監視、被害木・枯損木の伐倒・くん蒸・薬剤散布、抵抗性樹種の植栽 等 <p>【災害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等のインフラ隣接森林における、倒木の恐れがある立木の伐採や林縁部の間伐への補助 ・台風により発生した風倒木の搬出処理、被害林における更新伐や間伐への補助等 <p>【計画策定・森林情報整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の森林整備等を計画的に進めていくための計画・方針等の策定や協議会の設置・運営 ・航空レーザ計測による森林資源の調査・解析 ・森林情報や林道情報の管理システムの開発・導入 等 <p>【都市部自治体による山村部自治体の森林整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部自治体が、友好都市や上下流等の関係にある山村部自治体の森林の整備費用を負担 等
2. 人材育成	<p>【林業事業体、林業従事者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者等の人材育成研修や技術指導に係る経費、資格取得に係る経費の補助 ・ヘルメットや防護ズボンなどの安全装備、作業用品の導入経費の補助 ・高性能林業機械の借上げ又は購入経費の補助 ・夏場の早期作業の推進を目的とした、時間外賃金に係る割増分相当額の助成 ・林業事業体が合同企業説明会等へ参加する費用への補助 等 <p>【研修生への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の林業大学校等の研修生への交通費補助 ・林業高校の学生の資格取得や、山林実習等への支援 等 <p>【研修の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業就業者に対して、伐倒、造材、搬出、森林作業道開設等の技術研修会を実施 ・林業技術者を養成する林業アカデミーの運営 ・担い手研修を実施する施設の整備 ・森林ボランティアや地域住民に対して、伐倒、刈払い等の作業の研修会を実施 ・大学生が林業事業体へインターンシップを行う経費への支援 等 <p>【担い手確保のための情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業ガイダンスの開催、パンフレット作成 等 <p>【市町村体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用、推進員を配置 ・町と地域内の関係団体等が連携してセンターを開設し、森林経営管理制度の意向調査の準備や所有者からの相談対応などを実施 等
	<p>【施設の木造・木質化】</p>

3. 木材利用	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設(役場、小中学校、保育園、公民館等)の木造・木質化、ウッドデッキ・木柵等の施設の整備 ・公共施設への木製什器(机、いす、ロッカー等)の設置 ・多数の者が利用する民間建築物の木造・木質化への補助 等
	<p>【木製品の制作・利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産の木材を使ったおもちゃ等の小物を、新生児等へ記念品として贈呈、木育施設に設置 ・地域産の木材を使った木製品を製作し、下流域等の自治体へ提供 等
	<p>【木材利用のための体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の木質化等を促進するための、木材供給自治体と建設主とのマッチングや、アドバイザー人材の育成 ・木育インストラクター養成講座の開催 ・間伐材や林地残材を有効活用するための加工施設等の検討や施設整備、運搬経費の補助 等
4. 普及啓発	<p>【都市側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林に関する市民講座、シンポジウム等の開催 ・都市部自治体の住民を対象として、森林講座、ワークショップ、山村部の自治体への林業体験ツアー、都市部・山村部の子どもたちの植樹活動等を通じた交流会の開催 ・木材利用の促進を図るため、都市部自治体内で開催されるイベントに、上流自治体と共同出展 ・市民向けの木育イベント、地域産木材を利用したDIYワークショップの開催 等
	<p>【山村側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境教育プログラムやパンフレットの作成、受入れ体制の整備 ・森林セラピー基地の整備(案内標識の設置等) ・都市・山村の子供たちの交流植林活動を行うため、植林地の整備や苗木購入等を実施 等

【森林環境譲与税に関する国の相談窓口】

○取組の実施に関すること

林野庁森林利用課森林集積推進室 森林集積促進班 (TEL:03-6744-2126)

○税制度に関すること

総務省市町村税課 住民税第3係 (TEL:03-5253-5669)

令和4年度
森林環境譲与税の取組事例集
(市町村・都道府県)

令和6年3月

〔注：この事例集は、令和4年度に森林環境譲与税を使った取組事例を集めたものです。〕

- 荒川区では、友好都市協定を締結している福島県福島市と、令和4年5月に「荒川区と福島市との森林整備の実施に関する協定」を締結した。
- 同年度から、福島市の市有林の一部を「あらかわの森」と名付け、相互に連携・協力して整備する事業を開始した。本事業では、森林整備に加え、子どもたちを中心に植樹体験や各種交流イベントを行うなど、森林整備・環境交流事業等の実施と地球温暖化対策の推進の両立を図ることとしている。

□ 事業内容

「荒川区と福島市との森林整備の実施に関する協定」に基づく森林整備等の取組

- ・ 令和4年11月に、区内在住の小学生とその保護者を対象とした『親子でつくる「あらかわの森」植樹ツアー』を実施。ツアーでは荒川区民と福島市民による植樹体験や丸太切り体験などのほか、周辺の自然林の散策等を実施。

【事業費】3,394千円（全額譲与税）

（譲与税は、植樹ツアーの実施費用や「あらかわの森」の維持管理等業務委託に係る部分に充当）

【実績】 ツアー参加者 2回実施し、親子20組40名が参加

□ 取組の背景

- ・ 荒川区では、令和3年6月に「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明。この表明に基づき、「脱炭素社会」へ転換していくための対策をより具体的に示し、実践するための一つの取組として、令和4年5月に友好都市である福島市と地球温暖化対策の推進及び森林の保全や地域交流の促進を目的とした「荒川区と福島市との森林整備の実施に関する協定」を新たに締結し、森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組を開始した。



(記念植樹の様子)



(植樹体験の様子)



(丸太切り体験の様子)

□ 工夫・留意した点

- ・ 森林整備に関する技術的専門性を確保するため、現地森林組合への維持管理等業務委託も行い、適正な事業実施に努めた。
- ・ 「あらかわの森」における森林整備だけではなく、荒川区と福島市が相互に連携・協力して、森林を活用した親子で楽しめる様々な交流事業なども実施した。
- ・ 連携先の福島市と協議の上、植樹ツアー時のアクセスのしやすさ等整備対象林の状況を踏まえて、整備場所や規模等を決定した。

□ 取組の効果

- ・ 本取組により、区民への自然体験機会の提供や環境意識の醸成等が図られるとともに、福島市との住民間の交流の促進と地域の経済活性化に貢献できた。
- ・ 福島市においても、荒川区との連携により、子どもたちを中心に参加者同士の交流や地球温暖化防止への意識向上を図ることができた。

◇ 基礎データ

①令和4年度譲与額：23,182千円	②私有林人工林面積（※1）：0ha	
③林野率（※1）：0%	④人口（※2）：217,475人	⑤林業就業者数（※2）：3人

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より

- ▶ 2030年のSDGs達成に向け、環境・経済・社会の統合的向上による社会課題の解決が求められており、地域資源を活かした自立・分散型の社会の形成と都市と地方が補完し、支え合う持続可能な地域循環共生社会の重要性が高まっている。
- ▶ このような中、愛知県名古屋市と長野県木祖村は、森林資源を活用しながら、都市と地方が支え合うことを目的として、木祖村内における森林整備や木材の利用促進に、両自治体が協力して取り組むことを定めた協定を令和4年6月に締結した。
- ▶ 今後は、森林資源の消費地である名古屋市と生産地である木祖村の人的・物的交流を森林整備等を通じて促進する方針。

事業内容

名古屋市の水源地のひとつであり、森林資源を通じてかねてから交流のある長野県木祖村と協定を締結し、名古屋市民が参加する森づくり、木材の利用促進等の事業を実施

(1) 協定の概要 (令和4年6月14日 木祖村源流の里「名古屋市・木祖村交流の森」整備協定締結)

○事業内容

- ・森づくり事業 (長野県木曾郡木祖村内の森林整備)
長野県木祖村内の森林3haを木曾川源流の里「名古屋市・木祖村交流の森」に設定し整備。市民が水源の涵養、生物多様性の保全等の環境問題について学習する市民向けバスツアーも実施。
- ・木材の利用促進事業 (森林整備により発生した間伐材の利活用)
間伐材 (カラマツ材など) を使用した製品やサービスの開発等を通じて脱プラスチックなど環境保全に関する市民の意識向上を図るモデル事業を実施。

○協定期間

- ・5年間 (～令和9年3月31日まで)、申し出が無い場合は都度5年間延長

(2) 令和4年度事業

【事業費】 8,963千円 (全額譲与税 (名古屋市))

【実績】

- ・木曾川源流の里「名古屋市・木祖村交流の森」整備協定の締結
- ・森林整備 (1ha/3ha) …村有林を借地し間伐を実施
- ・カラマツなどの間伐材を活用したモデル製品の開発
⇒公募により2業者を選定…組み立て式のプランターカバーや生菓子箱を検討中



(森づくり事業)



(森の看板)



(木材の利用促進事業)

取組の背景

- ・2030年のSDGs達成に向け、環境・経済・社会の統合的向上による社会課題の解決が求められており、地域資源を活かした自立・分散型の社会の形成と都市と地方が補完し、支え合う持続可能な地域循環共生社会の重要性が高まっている。
- ・森林資源の消費地である都市 (名古屋市) と生産地である山村 (長野県木祖村) の人的・物的交流を森林整備等を通じて促進する。

工夫・留意した点

- ・森林の伐採から、間伐材の加工までをできる限り木祖村内で行うことで、経済の循環をもたらすようにした。
- ・しかしながら木祖村の森林の7割以上を占めるカラマツは、ヤニや木材のねじれも多く木材製品としては活用しづらい。また、木祖村は製材・加工業者も多くなく、カラマツを製材する機械なども少ない。そのため、モデル製品を製作するにあたり時間を必要としたため、今後の運用を検討する必要がある。

取組の効果

- ・「名古屋市・木祖村交流の森」における森林整備を令和4年度に開始し、令和5年度からは名古屋市民を対象にバスツアーを企画し、植栽や育樹等の作業を通じた、生物多様性の保全や水源の重要性をはじめとする環境学習を行うとともに、木祖村の地域活性化を図る。
- ・上記を通じて、森林資源の消費地である都市 (名古屋市) と生産地である山村 (長野県木祖村) の人的・物的交流を促進する。

基礎データ

①令和4年度譲与額：250,372千円	②私有林人工林面積 (※1)：155ha	
③林野率 (※1)：2.9%	④人口 (※2)：2,332,176人	⑤林業就業者数 (※2)：41人

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より

- ▶ 田原本町では、森林が無い場合森林環境譲与税の用途の選択肢が限定的で、効果的な活用が課題であった。
- ▶ このような中、令和3年度に奈良県内16市町村等が連携し「上下流連携による木材利用等促進コンソーシアム」を設立。
- ▶ 令和4年2月には、このコンソーシアムのスキームを活用し奈良県川上村と森林整備等の実施に関する連携協定を締結した。

事業内容

川上村との森林整備等の実施に関する連携協定 (令和4年2月に締結)

田原本町が川上村所有の森林の整備やその森林を活用した付帯事業を実施することに関して、相互に連携・協力することを定めており、カーボンオフセット事業や森林環境教育や木材利用に関する取組も含まれている。

川上村との協定に基づいた森林整備によるカーボンオフセット

森林環境譲与税を活用し、川上村高原地区における森林整備を実施し、それにより創出した二酸化炭素吸収量を田原本町内での二酸化炭素排出量と相殺させるカーボンオフセット事業を実施した。

【事業費】287千円 (全額譲与税)

【実績】0.3haを整備し、1.41t-CO₂の二酸化炭素吸収量を創出



(川上村との協定式)



(整備前)



(整備後)

取組の背景

上下流連携による木材利用等促進コンソーシアム (令和3年5月に設立)

奈良県平野部の自治体では、森林が少ないために森林環境譲与税の用途の選択肢が限定的で、効果的な活用手法を相談できる場も存在しないことが課題であった。一方、山村部の自治体は、広大な森林を有するものの、林業従事者の減少などにより森林整備が十分には進まず、森林資源を活かしきれていないのが課題であった。このような中、両者を結び付けて、それぞれの課題の解決を図ること、また、地域内の自治体における森林環境譲与税の有効的な活用を目的として、

木材利用の観点からサプライチェーン上の川下の2市3町と川上の3町8村、林業関連の2団体が連携し、令和3年度に「上下流連携による木材利用等促進コンソーシアム」を設立した。それを基に本コンソーシアムに参画する田原本町と川上村が、カーボンオフセット等の取組を進める「森林整備等の実施に関する連携協定」を締結した。

工夫・留意した点

整備した川上村所有林を「たわらもとの森」とし、以下の事業に活用し、町民の森林環境への意識の醸成を図った。

- ① 町内の小学生とその保護者計19名を対象とした環境教育を実施。間伐作業の見学と、木を伐る体験を実施した。
- ② 森林整備で発生した間伐材を活用し、木製マグネットバーを製作し、本取組の概要を記載したカードと併せてイベント等で配布した。

取組の効果

- 森林整備によって創出した二酸化炭素吸収量1.41t-CO₂について、奈良県の自治体で初となる奈良県森林CO₂吸収量認証を受けた。
- 令和5年度策定予定の地球温暖化実行計画 (区域施策編) においても、2050年ゼロカーボンシティの実現には、森林等による二酸化炭素吸収量の創出が必要となるため、脱炭素社会の実現に貢献できている。
- 令和5年度は、1haを整備する計画で、次年度以降も整備を継続する。

基礎データ

①令和4年度譲与額：3,260千円	②私有林人工林面積 (※1)：0ha
③林野率 (※1)：0%	④人口 (※2)：31,177人
	⑤林業就業者数 (※2)：0人

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より

- 吹田市では、平成30年に策定した「吹田市木材利用基本方針」に基づき、本市公共施設において、能勢町産材をはじめとする府内産材等の利用を推進している。
- 令和4年度は、同基本方針に基づき令和3年度に策定した「吹田市公共施設への木材利用推進ガイドライン」におけるモデル施設として、児童センター、公民館、図書館が一体となった「まちなかりビング北千里」を建設した。同施設には、能勢町産材をはじめとする国産材を利用した椅子や書架等の備品を導入している。

□ 事業内容

まちなかりビング北千里における木製備品の購入

- ・「吹田市公共施設への木材利用推進ガイドライン」に基づく、児童センター、公民館、図書館が一体となった「まちなかりビング北千里」の建設に当たり、施設の一部木造化、内装の木質化を行う。
- ・また、能勢町産材をはじめとする国産材を利用した椅子や書架等の備品を導入。

【事業費】90,525千円（うち譲与税40,766千円）

（譲与税は、木製備品の購入に係る部分に充当）

【実績】来館者数 132,352人

□ 工夫・留意した点

- ・施設の外観・内装ともに能勢町の木材をふんだんに使用し、木の落ち着いたぬくもりや優しさが感じられる空間を創り出した。



（能勢町産材をはじめとする国産材を利用した椅子、書架、階段）

□ 取組の背景

- ・フレンドシップ協定を締結している能勢町との街（吹田市）と里（能勢町）の連携による持続可能な社会づくりに向けた取組の一環として、平成30年12月、「吹田市木材利用基本方針」を策定。
- ・能勢町には森林整備が必要な森林が多く、木材利用の拡大により、森林に人の手が入り、森林の健全化を図ることができる。
- ・本方針では、本市の公共施設において、能勢町産材をはじめとする府内産材を中心に、国産材の利用に努めることとしている。

□ 取組の効果

- ・能勢町の木材を利用することで、能勢町の森林に人の手が入り、森林の健全化につながった。木材収入が得られるため、継続的な森林整備が見込まれるようになった。
- ・森林の健全化により、CO2吸収量増加による地球温暖化防止や災害防止等の、街と里の双方にとってのメリットを享受することができた。

◇ 基礎データ

①令和4年度譲与額：40,766千円	②私有林人工林面積（※1）：0ha	
③林野率（※1）：1.1%	④人口（※2）：385,567人	⑤林業就業者数（※2）：3人

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より

- ▶ 横手市では、木材利用の促進が「森林整備の促進」に繋がることを念頭に、森林環境譲与税を活用した事業を実施する方針。
- ▶ 令和4年度は、第三セクターが県産材を活用し開発した「木製ブロック塀」を友好都市等の茨城県那珂市と岩手県釜石市に設置し、当該製品や市の森林環境譲与税を活用した取組のPRを行った。

□ 事業内容

木製ブロック塀設置・PR

- ・ この製品は、秋田県産スギ間伐材を利用しており、コンクリートブロック塀に比べ非常に軽量で震災時の倒壊によるリスクの軽減や、解体が容易で非常時の燃料に転用可能等の特徴を有し、特許を取得している。
- ・ 本製品と併せ、「新商品生産による新事業分野開拓者認定事業」により新商品の認定を受けた「杉皮防草マット」を設置しPRすることで、木材利用の促進に繋げる。

【事業費】3,215千円（全額譲与税）

【実績】那珂市（静峰ふるさと公園）

H=900mm L=27.72m（杉皮防草マット敷設）

釜石市（根浜シーサイド）

H=900mm L=25.20m



（那珂市設置状況）



（釜石市設置状況）

□ 取組の背景

・ 県外での製品PRを検討する中で、友好都市等である那珂市と釜石市において多くの利用者の目に触れ、かつ設置の趣旨に同意いただける施設があったことから、両市との友好を一層深めることも目指し設置するに至った。

□ 工夫・留意した点

木製解説表示板の設置

- ・ 製品の概要や特徴が分かるよう、製品と合わせ「木製解説表示板」を設置した。

寄贈式の開催

- ・ 那珂市においては、設置した公園で毎年行われている「出前かまくら」のイベントに合わせて寄贈式を開催し、多数の来場者にお披露目された。
- ・ 釜石市においては、マスコミ各社の取材があり、後日地元紙に掲載された。



（木製解説表示板）



（釜石市での寄贈式）

□ 取組の効果

- ・ メディアに取り上げられたこと、また多くの施設利用者の目に留まることで、木材利用のPRとなっている。

◇ 基礎データ

①令和4年度譲与額：51,760千円	②私有林人工林面積（※1）：8,958ha	
③林野率（※1）：54.2%	④人口（※2）：85,555人	⑤林業就業者数（※2）：102人

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より